第２弾　事業主のみなさまへ

置戸町事業継続給付金

の　お　知　ら　せ

◇置戸町事業継続給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し事業の安定及び継続を図るため、売上の減少率等に応じ給付金を支給します。

◇給付額

・前年同一期間（連続する３か月）で売上平均が**３０％以上減額**した事業者**２０万円**

・前年同一期間（連続する３か月）で売上平均が**２０％以上減額**した事業者**１０万円**

・新規創業者**３０万円**

◇支給対象者　※次のいずれかに該当する方が給付対象です。

・**中小企業・小規模事業者・個人事業者**でコロナウイルス感染症の影響により売上が**前年同一期間で一定程度減少**している者

・令和２年４月１日から令和２年１０月３１日までの間に、**新規創業**し事業収入を得ている者

□売上を比較する対象期間

①令和２年**７月～９月**の連続する３か月の売上金額の平均が前年同期比で、**売上が減少した期間**が対象となります。

□申請に必要な書類など

令和２年**１０月５日**から**１０月３１日**まで申請を受付致します。込み合うことが予想されることから、感染症予防対策のため**完全予約制**とします。**事前に担当まで連絡願います。**

※役場産業振興課　商工観光係【℡52－3313】

□申請に必要な書類など　※申請時には次の書類を用意してください。

① 振込口座番号（通帳の写し）　**②印鑑**　**③令和元年度確定申告書**

④減収期間及び同期間前年度分の事業収入額を示した帳簿等（様式不問）

※注　前年分の帳簿が用意できない場合は年間の収入額を１２で除した額とします。

※注　新規創業の申請については、本町で開業がわかる書類のみ（開業・廃業等届出書　等）

置戸町役場　産業振興課　商工観光係

置戸町字置戸１８１番地　℡0157-52-3313